

海事代理士資格認定基準

(昭 和 4 2 . 1 1 . 1)
 (改 正 昭 和 4 4 . 5 . 2 1)
 (改 正 昭 和 4 4 . 1 1 . 2 8)
 (改 正 昭 和 4 5 . 1 2 . 2 3)
 (改 正 昭 和 4 8 . 9 . 4)
 (改 正 昭 和 6 3 . 1 1 . 1 4)
 (改 正 平 成 3 . 9 . 9)
 (改 正 平 成 1 3 . 8 . 2 8)
 (改 正 平 成 1 4 . 8 . 2 3)
 (改 正 平 成 2 0 . 8 . 8)
 (改 正 平 成 2 1 . 8 . 7)
 (改 正 平 成 2 5 . 7 . 1)
 (海 事 代 理 士 試 験 委 員 会)

海事代理士の資格認定は、原則として、次の基準により行うものとする

- (1) 「行政官庁」とは、大臣官房、総合政策局、海事局、各地方運輸局及び運輸監理部、沖縄総合事務局、運輸支局及び海事事務所、船員労働委員会、海難審判所、運輸安全委員会、海上保安庁及びその地方機関(海事に関連する部局に限る。)をいい、これらの前身は当然包含される。
- (2) 「十年以上海事に関する事務に従事した者」であるか否かの判断は、(1)の行政官庁に10年以上勤務したか否かで形式的に判断する。
- (3) 「その職務の経歴により海事代理士の業務を行うのに十分な知識を有している」か否かは、次の基準に該当する申請者に対して面接を行い、判断する。この場合において、面接を行う日時、場所その他面接に関し必要な事項は、海事局総務課長が申請を受理した地方運輸局長（運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。）を經由して、申請者に通知する。
 - イ 法律別表2の法令の主管課に2つ以上勤務し、当該法令に関する行政事務に従事した年数が6年以上であること。
 - ロ 法律別表2の法令の主管課の1に勤務し、当該法令に関する行政事務に従事した年数がおおむね3年以上であり、海事に関する事務に従事した期間(庶務、人事、文書、会計等の管理系統のみの事務に従事していた期間を除く。)が通算して12年以上であること。
 - ハ 法律別表2の法令一般の励行に関する事務に従事した年数がおおむね6年以上（法律別表2の法令の主管課に勤務したことがあるときは、その年数を含む。）であり、海事に関する事務に従事した期間(庶務、人事、文書、会計等の管理系統のみの事務に従事していた期間を除く。)が通算して12年以上であること。

(参考)海事代理士法第2条第2号

行政官庁において十年以上海事に関する事務に従事した者であつて、その職務の経歴により海事代理士の業務を行うのに十分な知識を有していると国土交通大臣が認めたもの。

別表第2

- 一 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）
- 二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
- 三 船員法（昭和二十二年法律第百号）
- 四 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）
- 五 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）
- 六 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）
- 七 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）
- 八 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）
- 九 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）
- 十 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）
- 十一 造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）
- 十二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）
- 十三 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（国際港湾施設に係る部分を除く。）
- 十四 領海等における外国船舶の航行に関する法律（昭和二十年法律第六十四号）
- 十五 前各号に掲げる法律に基づく命令